

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県・政令指定都市
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省 水管理国土保全局
防災課 総括災害査定官

災害復旧事業における現場環境改善費および
快適トイレの設置費用の取り扱いについて

標記について、災害復旧事業の建設現場における作業環境改善やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、現場環境改善費に含まれる避暑（熱中症対策）・避寒対策費及び快適トイレの設置費用を下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く）に対しても、この旨周知をお願いします。

記

1. 現場環境改善費における避暑（熱中症対策）・避寒対策費及び快適トイレの設置費用については、災害復旧事業の対象とする。
2. 計上方法については、地方公共団体の定める基準に基づくものとする。なお、現場環境改善費における避暑（熱中症対策）・避寒対策費は、工事の契約変更時に計上するものとする。
3. 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告するものから適用する。ただし、令和 7 年 3 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されているものについては、契約後に改定内容に基づき変更できるものとする。

問い合わせ先
水管理・国土保全局 防災課
企画専門官 田澤
基準係長 東海林
TEL:03-5253-8458

現場環境改善費および快適トイレの国庫負担について

【現行】

- 地方公共団体が実施する災害復旧事業において、現場環境改善費（旧イメージアップ経費）は国庫負担の対象外であることを災害手帳で明文化していることから、現場環境改善費の計上費目である避暑（熱中症対策）・避寒対策費は、国庫負担申請に計上していない。
 - また、快適トイレ設置に要する費用は、国庫負担補助の対象外であるかは明文化されていないが、現場環境改善費と同類の経費と考え、同様に取り扱っている。
- ⇒災害復旧事業の建設現場における作業環境改善やワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、上記に係る費用（現場環境改善費については一部）を国庫負担の対象とする。

【改正内容】

- ✓現場環境改善費における**避暑（熱中症対策）・避寒対策費及び快適トイレの設置費用**については、災害復旧事業の対象とする。

【適用】

- ✓令和7年4月1日以降に公告するものから適用する。ただし、令和7年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されているものについては、契約後に改定内容に基づき変更できるものとする。

パターン	令和6年度				令和7年度				適用
			3/1			4/1			
ケース1						公告			・本通知を適用可能。
ケース2-1				公告		入札	契約	契約変更	・契約後に通知内容に基づき変更可。
ケース2-2	公告		入札	契約			契約変更		
ケース3	公告	入札	契約						・本通知を適用不可。